

仕事と生活の調和推進官民トップ会議
開催実績

第1回	平成19年7月17日（火）	・ワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針の策定について ・行動指針策定作業部会について
第2回	平成19年12月18日（火）	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（案）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針（案）」について ・署名、政労使の決意表明
第3回	平成20年4月7日（月） （持ち回り開催）	・仕事と生活の調和連携推進・評価部会の開催について
第4回	平成22年6月29日（火）	・「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（改定案）」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針（改定案）」について ・署名、労使代表決意表明
第5回	平成27年10月6日（火） （持ち回り開催）	・「仕事と生活の調和連携推進・評価部会の開催について」の一部改正について
第6回	平成28年3月7日（月） （持ち回り開催）	・「仕事と生活の調和推進のための行動指針」（数値目標）の一部改正について

仕事と生活の調和連携推進・評価部会の開催について

平成 20 年 4 月 7 日
仕事と生活の調和推進官民トップ会議決定

平成 27 年 10 月 6 日
一 部 改 正

1 趣旨

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」に基づき、その点検・評価を行うとともに、仕事と生活の調和の実現のための連携推進を図るため、仕事と生活の調和連携推進・評価部会（以下「部会」という。）を開催する。

2 構成

- (1) 部会の構成員は、経済界の代表者、労働界の代表者、地方公共団体の代表者、関係団体の代表者及び有識者のうちから、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が指名する。
- (2) 構成員の任期を2年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。構成員は再任されることができる。
- (3) 部会は、内閣府特命担当大臣（男女共同参画）が招集する。
- (4) 部会に、部会長を置き、構成員の互選によってこれを決定する。
- (5) 部会長は、部会の議事を整理する。
- (6) 部会長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。
- (7) 部会長に事故があるときは、部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

3 公開

- (1) 部会は、原則、公開とする。
- (2) 部会長は、部会の終了後、速やかに、当該部会の議事要旨を作成し、これを公開する。また、一定期間を経過した後に、当該部会の議事録を作成し、部会に諮った上で、これを公開する。

4 庶務

部会の庶務は、厚生労働省その他関係行政機関の協力を得て、内閣府仕事と生活の調和推進室において処理する。

5 その他

前各項に定めるもののほか、部会の運営に関する事項その他必要な事項は、部会長が定める。